



報道関係各位

令和3年8月5日発表
【照会先】労働基準部監督課賃金室
室長 鈴木 裕充
室長補佐 諏訪田 浩
Tel : 092(411)4578
Fax : 092(411)4875

福岡県最低賃金は、1時間870円、28円アップ

福岡県最低賃金の改正決定について福岡地方最低賃金審議会が答申

福岡地方最低賃金審議会（会長 ^{ひらき}平木 ^{しんお}真朗）は、8月5日（木）福岡労働局長（^{ふじえだ}藤枝 ^{しげる}茂）に対し、福岡県最低賃金（1時間870円。前年比+28円）の改正決定について、下記のとおり答申を行った。福岡労働局では、この答申に基づいて速やかに所要の改正手続を進める予定である。

なお、福岡地方最低賃金審議会は新型コロナウイルス感染症の拡大による厳しい状況下で、中小・小規模事業者が事業を継続し、雇用の維持・確保を図るため、さらに地方最低賃金審議会における審議の活性化を図るため、政府等において早急な諸対策の実施・検討を行うよう、下記付帯決議を併せて行った。

記

答申の要旨

- ・福岡県最低賃金を **1時間 870円**とする。
中央最低賃金審議会の引上げ額の目安28円と同額
- ・効力発生の日は、令和3年10月1日の見込みである。
- ・付帯決議として、以下の2点を付する。
 - 1 中小・小規模事業者が今後も継続して事業を行い、雇用の維持・確保ができるよう、「雇用調整助成金」「業務改善助成金」「事業再構築補助金」をはじめとする国及び地方自治体所管の各種支援策を拡充・強化すること。特に、コロナ禍において直接間接を問わず影響を受けている中小・小規模事業者に対しては、特例措置として賃金引上げ幅に見合った

新たな直接的給付金等支援策の創設を早急に検討すること。

- 2 地方最低賃金審議会が自主性を発揮し、地域の経済・雇用の実態を見極めたうえで、実質的な改定審議を行うことができるよう、政府及び中央最低賃金審議会において、現行の目安制度の在り方について早急に検討すること。

参考

1 引上げ額・引上げ率

現行の最低賃金額 1 時間 842 円に対し、引上げ額は 28 円、引上げ率は 3.33%。

2 答申に至った審議経過

6 月 24 日、福岡労働局長から福岡地方最低賃金審議会に、福岡県最低賃金の改正決定に関する諮問が行われ、同審議会はこれを受け、福岡県最低賃金専門部会を設置し、この間審議を行ってきた。

同専門部会においては、中央最低賃金審議会の引上げ額の目安（28 円）を参酌するとともに、地域の経済・雇用の実態を見極め、地域間格差拡大の解消を求める意見等も勘案し、県内各地域の労働者及び使用者からの意見聴取内容や、県内の経済・雇用情勢等を踏まえながら、慎重に審議を重ねた上、専門部会報告をとりまとめ、当該報告に基づいて福岡地方最低賃金審議会が答申を行うに至った。

なお、福岡県最低賃金については、中央最低賃金審議会が示した方法による計算において、最低賃金が生活保護費を下回る逆転現象は認められなかった。

3 福岡県最低賃金の改正の推移

福岡県最低賃金の推移

年度	最低賃金額 時間額（円）	引上げ額 （円）	引上げ率 （％）
平成 26 年度	727	15	2.11
平成 27 年度	743	16	2.20
平成 28 年度	765	22	2.96
平成 29 年度	789	24	3.14

平成 30 年度	814	25	3.17
令和元年度	841	27	3.32
令和 2 年度	842	1	0.12
令和 3 年度	870	28	3.33

(引き上げ率の欄は、小数点第三位を四捨五入)

なお、福岡県最低賃金は、月給、時間給、出来高給等の賃金制度や、常用、臨時、パート等の雇用形態を問わず、福岡県内の事業場で働く全ての労働者（約 200 万人）に適用される。